

公益法人制度改革への対応の要点

一般社団法人への移行と 定款・規則の主な変更点

2011.10 臨時総会説明資料をもとに再構成

公益法人改革とは

2

民による公益の増進

【4つのテーマ】

公益性の定義の転換

運営原則の転換

開示・会計原則の転換

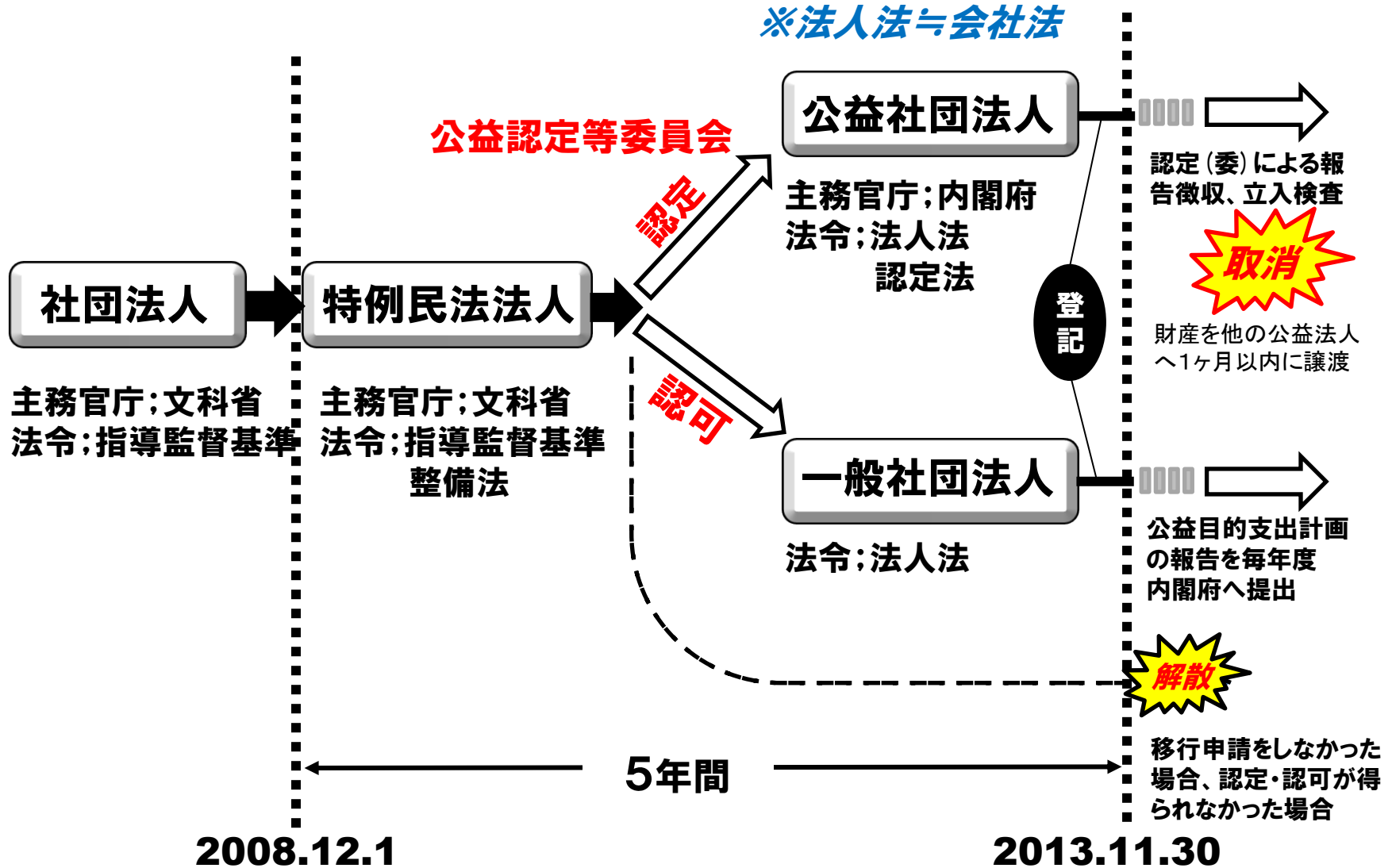
公益法人税制の転換

【2つのマネジメントシステム】

- 内部統治(ガバナンス)の強化
- 内部統制の整備と運用

公益法人改革とは

3



法人の内部統治(ガバナンス)

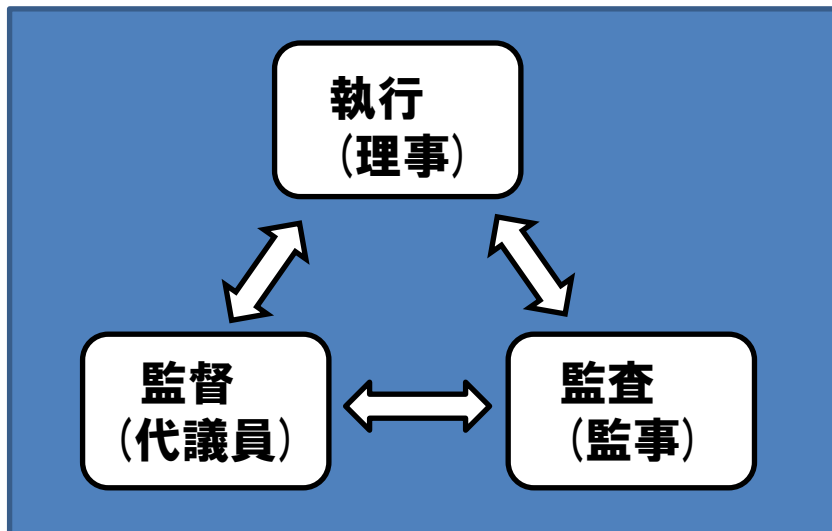
4

役員責任

理事は、能力及び資質を評価され法人から委任を受けているため、理事会に出席・討議・議決を行うことが求められる。

★委任状による代理出席が認められなくなる。

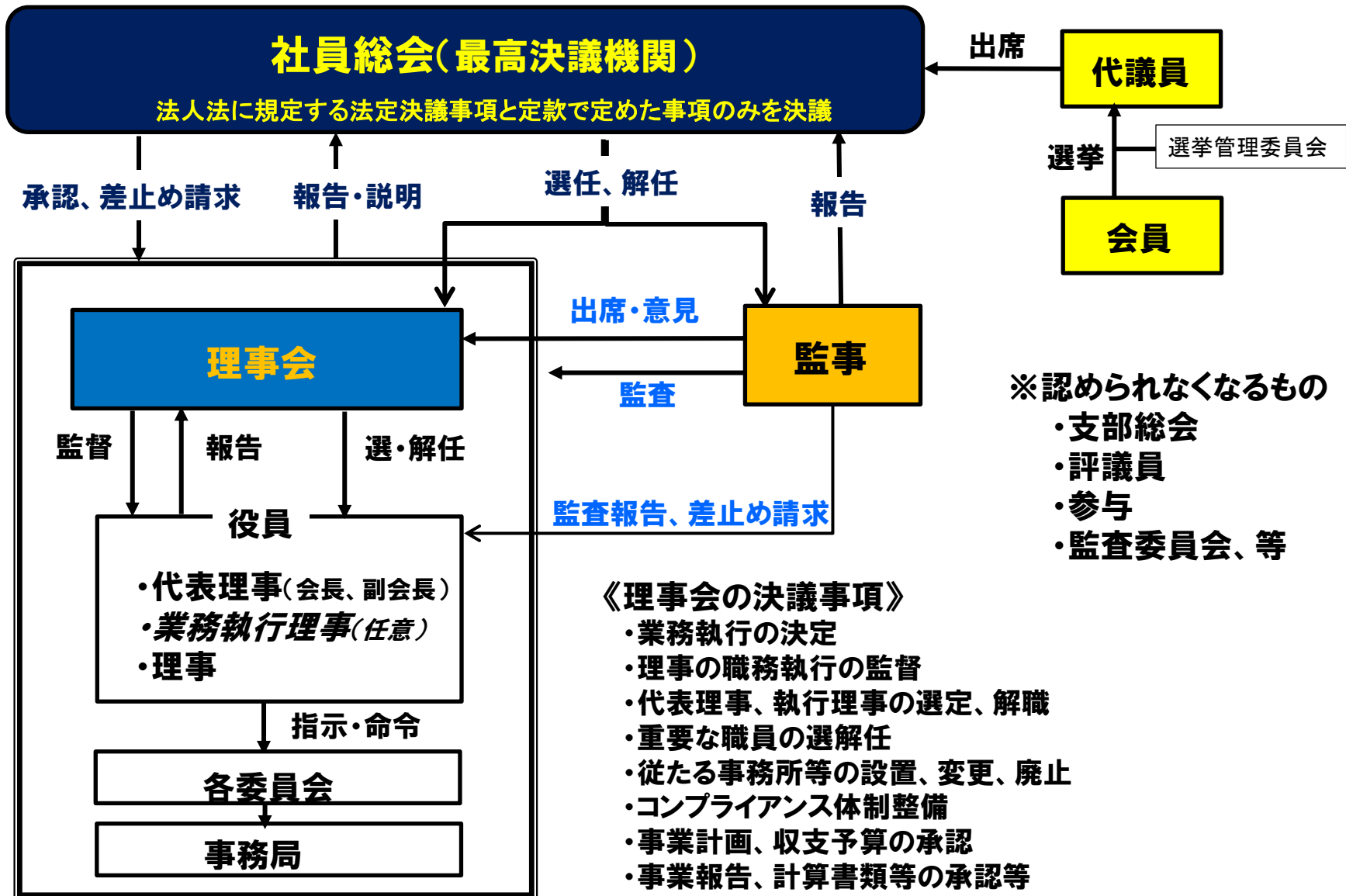
	理事会	社員総会
代理行使	不可	可
書面行使	原則不可	可
電磁記録による行使	原則不可	可



理事・監事が法人運営に率先して関わる
ことが求められ、それぞれの職責に応じて
執行・監督・監査の体制が置かれているか
どうかを、外部の目線で確認できるように
しておくことが必要

法人の内部統治(ガバナンス)

5

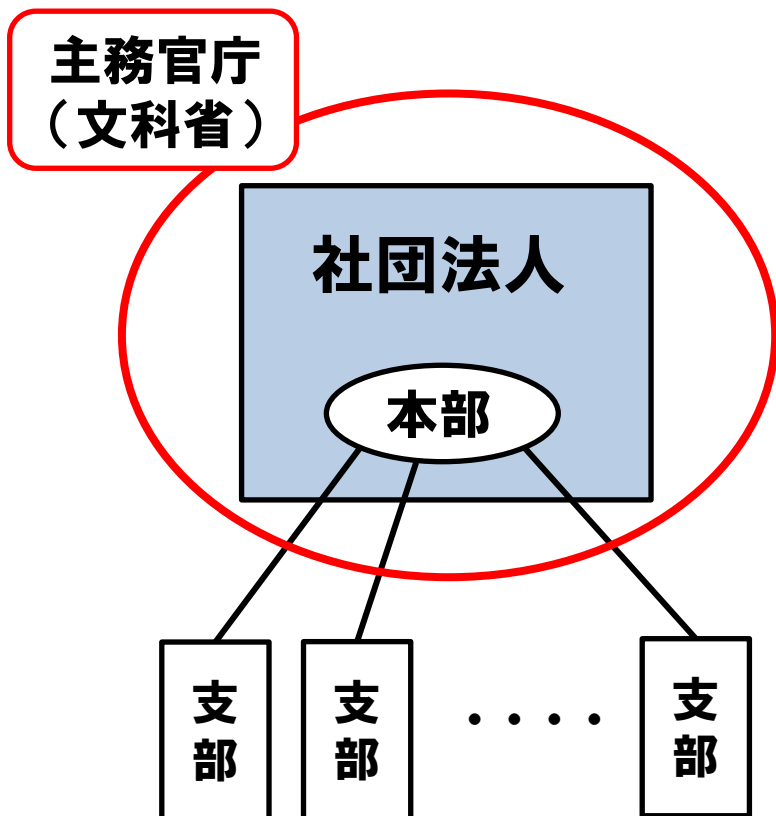


法人の内部統治(ガバナンス)

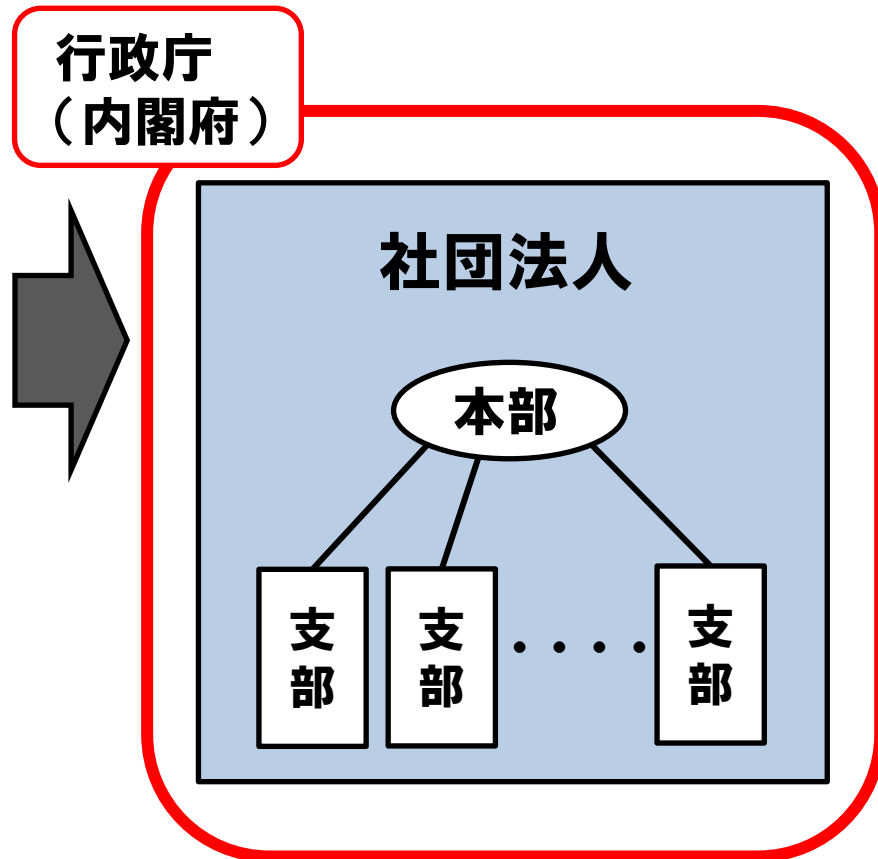
6

法人会計の再構築

現状の監督



申請～移行後の監督



移行検討の経緯

- 2007年11月 公益法人制度への移行委員会(仮称)を発足
- 2008年4月 新公益法人制度への移行準備委員会発足、
- 2008年6月 理事会において公益法人を目指すことを決定
- 2010年7月 理事会において改めて審議し、
一般社団法人(非営利)への移行を決定
- 2010年9月 新社団法人移行推進委員会発足
- 2011年2月 定款案、規則案、代議員選出に関する規程案
⇒会員の意見募集
- 2011年5月 通常総会で定款案、規則案、代議員選出規程案を承認
- 2011年6月 公益認定等委員会相談会において定款等の規定内容を一部変更し総会で承認を得るよう指摘
- 2011年9月 公益認定等委員会相談会において定款案、規則案等のさらなる修正指示有り。
- 2011年10月 臨時総会で修正定款案、規則案、代議員選出規程を承認
- 2011年12月 代議員選挙を行い新法人の代議員を予め選出

公益社団法人と一般社団法人との比較

8

		公益社団法人へ移行した場合	一般社団法人へ移行した場合
移行要件		公益認定基準の遵守 (公益目的事業比率、公益目的事業の認定法との適合、等)	公的目的支出計画の作成、実績管理 (毎年度、行政庁へ実施状況を報告) 公益社団法人への移行申請も可能
事業運営		公益認定等委員会による立入検査や行政庁による認定取消し処分等がある。 (認定取消し時は公益目的取得財産残額を没収)	原則として、法人の自主的運営が可能 公益目的支出計画が完了すれば行政庁の監督はなくなる
会計処理		事業ごとに収支相償が必要 会計処理費用(事務量増大に伴う人件費)が増加。	現状通り
税制措置	法人税	収益事業は課税対象だが、公益目的事業と認められた場合には非課税	収益事業は課税対象 当学会は、課税対象事業はなく、負担増はない。
	所得税	受取利子等に係る源泉所得税は非課税 (現状と同じ)	受取利子等に係る源泉所得税は課税 新たな税負担が生じるが、会計処理の負担増と比べれば軽微
	寄付税	寄付者に対する優遇措置あり。	寄付者に対する優遇措置なし(現状と同じ)

一般社団法人移行決定の理由

9

(2010.7理事会で決定)

1. **事業活動の自由度の確保**
2. **認定後に認定要件を満たさなくなった場合、公益目的財産の国等への贈与の回避**
3. **公益目的事業比率50%以上の維持、各事業の収支相償維持等のための経理的・事務的工数負担の回避**
4. **当面寄付額の拡大は望めず、公益社団法人のメリットである寄付金(控除)税制の享受が期待できない**
5. **一般社団法人の場合の運用益課税の影響が少ない**

定款・規則作成の考え方

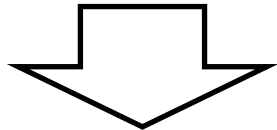
10

1. 公益認定等委員会作成の「作成の案内」(モデル定款)に準拠
2. 定款は学会の組織・活動を規定する最上位のもの
規則は定款実施に必要な事項を記述
3. 会員の権利・義務に関する条項(会費・入退会・代議員選挙
規程等)は定款・規則で記述
4. セルフガバナンスに関する事項(職務分掌規程等)は理事会
承認事項の規程として個別に定める
5. 組織能力・経営資源を客観的に見極め、実現可能で適切な
対応を求めていく
6. 羈束裁量 & Simple is Best.

定款の主な変更点

11

公益目的支出計画の対象事業となる「実施事業等」において、『機関誌の発行事業』を“継続事業”として選択



●文科省学術研究助成課の了解取得

←FAQ問X-2-③に基づく主務官庁への確認

●定款案第4条(事業)の(1)に本事業を明記

←「定款の変更の案作成の案内」第4条(注3)

実施事業の選定

12

基本方針

- **公益目的財産**を学会活動に有益な事業に支出
- 当局への事業報告の負担を軽減(支出期間の短縮、経理処理の軽減)

実施事業の対象となりうるもの

- ① **公益目的事業**: 認定等委員会による認定が必要
- ② 特定寄付: 公益法人への寄付
- ③ **継続事業**: 現規制監督官庁及び認定等委員会の合意が必要
- ④ その他事業(**公益事業**に該当しない共益事業や収益事業)
: 認定等委員会の認定が必要

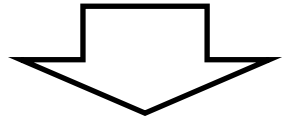
注: ②の特定寄付は基本方針に反するため不採用とする

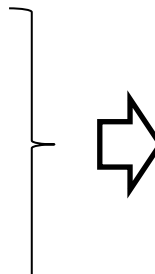
: ①、④の認定はハードルが高い

定款の主な変更点

13

会員の種類を再構成



- 従来の『准員』を2つに分割
 - 学生会員
 - 准員・・・基礎講座を受講し認定された個人
- 正会員等として下記の会員を定義
 - ・正会員
 - ・専門会員
 - ・名誉会員
 - ・終身会員

『社員』と同等の権利行使ができる
- 学校会員は購読者として扱い、会員から削除
(25校の図書館)

定款の主な変更点

14

第11条 社員＝代議員・・・法人法上の社員

従来の評議員、評議員会は無くなる

■正会員等の中から選出

代議員制の5要件

- ①選出制度の骨格を定款で定める
- ②全正会員等に対し、平等な選挙権及び被選挙権
- ③選挙は理事、理事会から独立
- ④法律上認められた各種訴権を行使中は、任期は完了しない
- ⑤正会員等には代議員と同等の情報開示請求権を付与

■ 定数：正会員等50人から1人(5500人で110人)

■ 任期：2年(全員改選)

定款の主な変更点

15

第22条(規則第12条) 業務担当理事

代表理事である会長、副会長以外に下記の業務担当理事をおく。
各業務担当理事から少なくとも1名を**業務執行理事**とする。

- ・総務理事 2名
- ・会計理事 2名
- ・編集出版理事 2名
- ・研究調査理事 2名
- ・教育普及理事 2名
- ・**支部担当理事** **4名**
- ・分科会担当理事 2名



会員数を多く抱える東京支部、関西支部、全国大会の今年度の支部、来年度の支部の4支部の支部長に、支部担当理事をお願いする予定です。

ただし、東京支部、関西支部からの理事の方に、他の担当理事となっていていただくことを妨げるものではありません。

定款の主な変更点

16

社員総会の法定決議事項

普通決議 過半数の議決権を有する社員が出席、かつ、その出席社員の議決権の過半数で可決	特別決議 総社員の1/2以上が出席、かつ、総社員の議決権の2/3以上で可決
<ol style="list-style-type: none">1. 理事の選・解任、監事の選任2. 理事・監事の報酬等 (定款に定めがない場合)3. 損害賠償責任免除を受けた理事に対する退職慰労金等の支給4. 貸借対照表・損益計算書の承認5. 基金の返還6. 清算人の選解任	<ol style="list-style-type: none">1. 社員の除名2. 監事の解任3. 理事・監事の損害賠償の一部免除4. 定款の変更5. 事業の全部譲渡6. 社員総会の決議による解散7. 解散法人の継続8. 吸収合併契約・新設合併契約

事業報告・予算・事業計画は法定決議事項ではない

今回の制度改革では、事業執行の決定は理事会の専権事項とされ、民間非営利法人らしい迅速かつ柔軟な活動が機動的に行える形となっている。

定款の主な変更点

17

理事・理事会・監事

- 一般社団法人においては、理事会及び監事は任意機関となっているが業務の円滑な遂行を図るため、従前通り設置する
- 理事(役員)の定員数は、**22**名
- 会長及び副会長を法人法上の代表理事とする
- 理事は社員総会で選任、会長・副会長・業務執行理事・担当理事は理事会で選定
- 業務執行理事は、総務・会計・編集出版・研究調査・教育普及・支部・分科会から少なくとも1名を選定

規則の主な変更点

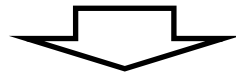
18

- 賛助会員Bの会費は、当該分科会又は支部の会計に還元
照明普及部は『照明普及分科会』として活動
- 終身会員・・・会誌・英文誌は申請に基づき有償頒布とする
(但し、認可後1年間経過した後から実施)
- 分科会は会員と専属員をもって構成
(但し、専属員は、別途公告する体制整備が完了する日をもって施行する)
- 委員会の委員長は、原則として各事業等の担当理事が行うものとし、
理事会で選定して会長が委嘱する。

できるだけ現行制度と変わらない運用で運営する

新制度で法令上必要な事項

1. 理事会、業務執行理事の権限を侵さない
2. 会計は法人として一本である



- **理事と支部長は別**
(支部選挙で選ばれた支部長が自動的に理事になることはできない)
- **全体組織と紛らわしい名称は使わない**
支部総会⇒支部報告会、 支部役員⇒支部幹事
- **支部運営委員会において業務執行理事との連携をとる**
- **支部運営委員会は「業務執行」の議決を行わない**
- **支部担当理事は、9支部長のうち4名が担当する**

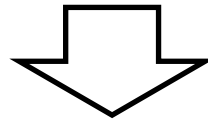
支部幹事の選出

20

【これまで】

- 支部長、副支部長、庶務幹事、会計幹事、支部評議員を各支部毎に年度末までに選挙で選出 → 本部へ報告
- 支部評議員(半数改選)の中から本部評議員を互選で選出 (支部評議員は支部活動の主要メンバーとして支部の各委員会に参画)

= 代議員



【呼称の変更】 支部総会

支部役員

↓
支部報告会

↓
支部幹事

【これから】

- 理事となる支部長は、本部役員選挙によって選出(本部役員選挙時には、支部長を内定する必要がある)
- 評議員という呼称は消滅する(∵評議員会が存在しなくなる)
- 支部幹事(支部長、副支部長、庶務幹事、会計幹事、その他幹事)は年度末に選挙で選出、ただし候補者の内定は前倒しが必要(支部幹事を代議員とする場合)
- 代議員候補者を各支部で選出し、本部で行う選挙で選任(従来の支部評議員の選出と同様のやり方で代議員候補を選出)

→ = 代議員

（備考） さらに詳しく知りたい方は、下記URLでご確認ください

公益法人制度改革の全般概要については、認定等委員会HPをご覧ください

https://www.koeki-info.go.jp/pictis_portal/koeki/pictis_portal/common/portal.html

この中で新制度のポイントについては『政府インターネットテレビ』で動画で説明があります。

<http://nettv.gov-online.go.jp/prg/prg4419.html> など

移行認可の公益目的支出計画については、

<http://nettv.gov-online.go.jp/prg/prg4411.html?t=66&a=1>